

平成 2 7 年度

行 政 監 査

財政援助団体等に対する監査

結 果 報 告 書

甲州市監査委員

甲州監第47号
平成28年3月17日

甲州市長様

甲州市監査委員 林 健

甲州市監査委員 古屋 久

平成27年度財政援助団体等監査及び行政監査結果
について（報告）

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に定める監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

【行政監査】

1 監査の対象	1
2 監査の方法	1
3 監査の結果	1

【財政援助団体等に対する監査】

公の施設の指定管理者

1 監査の対象	3
2 監査の方法	3
3 監査の結果	3
個別の監査結果	4

出資団体

1 監査の対象	17
2 監査の方法	17
3 監査の結果	17

財政援助団体

1 監査の対象	18
2 監査の方法	19
3 監査の結果	19

行政監査

行政監査

1 監査の対象

指定管理者による管理運営を予定している公の施設について、所管課が平成 27 年 4 月 1 日から同 11 月 30 日までの間に執行した指定管理者制度に関わる事務。

監査対象

指定管理者制度を導入している施設	指定管理者	所管課	選定手続き
			指定期間
甲州市勝沼農業農村情報連絡施設	勝沼CATV株式会社	政策秘書課	非公募
			平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
甲州市環境センターし尿処理場	株式会社 メイキョー	環境政策課	非公募
			平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
甲州市塩山 B & G 海洋センター	株式会社 フィッツ	生涯学習課	非公募
			平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
道の駅甲斐大和及び甲州市農産物加工体験施設	株式会社 エープレイス	観光交流課	公募
			平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
甲州市鈴宮寮	社会福祉法人 光風会	鈴宮寮	公募
			平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

2 監査の方法

監査は所管課から提出された監査資料などの書類審査及び関係職員より説明を受け、平成 28 年 1 月 12 日から同 2 月 17 日までの間に行った。

3 監査の結果

事務処理は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、一部に見直し、検討されたい事項が次のとおりあったので対処されたい。

(1) 指定管理者制度の導入について

所管課は、指定管理者による施設の管理運営を図る場合には、当該制度適用の効果、公募・非公募の適否、指定管理期間の設定等について、その理由、内容などを明らかにして決裁を行った上で甲州市公共施設活用等検討委員会へ諮るものとし、また同検討委員会における検討結果についても同様に決裁を行った上で文書保管すること。

(2) 公募・非公募について

「甲州市公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例」において、指定管理者の指定は公募を原則としているが、今回の監査対象5件中3件が非公募選定されている。公募は、募集の公平性を図るものであり、また複数の団体から企画提案が得られる効果もある。よって、非公募指定は例外的取扱いである点を踏まえ、非公募指定はより慎重に対処されたい。

(3) 資格要件について

指定管理者の募集に際しては、当該施設の管理運営に要する資格要件を明示されたい。

(4) 基本協定書について

基本協定書に定める施設の管理運営に要する資格、管理業務の再委託の可否、施設設備の維持管理などの条項については、当該施設の特性を踏まえた上で、明確化や協定書の標準化を図られたい。

(5) 指定管理料の算定について

指定管理料の算定は、指定管理業務と指定管理者の自主事業とを区分した収支計画書を指定管理者から徴し、指定管理料を算定されたい。

財政援助団体等に対する監査

公の施設の指定管理者

1 監査の対象

指定管理者制度を導入している次の施設について、平成 26 年度及び平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から同 11 月 30 日までの間）の管理運営状況。

指定管理者制度を導入している施設	指定管理者	所管課
甲州市勝沼農業農村情報連絡施設	勝沼CATV株式会社	政策秘書課
甲州市環境センターし尿処理場	株式会社 メイキョー	環境政策課
甲州市勝沼健康福祉センター	社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会	福祉課
甲州市大和福祉センター	株式会社 やさしい手甲府	福祉課
甲州市大和デイサービスセンター	株式会社 やさしい手甲府	福祉課
甲州市立勝沼病院	公益財団法人 山梨厚生会	国保年金課
甲州市日川溪谷緑の村	株式会社 栄和交通	観光交流課
甲州市やまと天目山温泉資源活用施設	株式会社 栄和交通	観光交流課
甲州市甲斐の国大和自然学校施設	株式会社 フィッツ	観光交流課
甲州市交流保養センター「大菩薩の湯」	株式会社 セイウン	観光交流課
甲州市菱山宮農センター	フルーツ山梨農業協同組合	産業振興課
甲州市塩山B & G海洋センター	株式会社 フィッツ	生涯学習課
甲州市勝沼B & G海洋センター	株式会社 スポーツプラザ報徳	生涯学習課

2 監査の方法

監査は財務諸帳簿、監査資料等の書類審査並びに指定管理者と所管課より説明を受け、平成 28 年 1 月 12 日から同 2 月 17 日までの間に行った。

3 監査の結果

各施設の管理運営は概ね適正に行われているものと認められるが、次の事項及び施設別に記した監査結果に適切に対処されたい。

(1) 施設賠償責任保険について、全国市長会市民総合賠償補償保険の適用の有無、その補償対象等を確認すること。

(2) 指定管理者及び所管課は、指定管理業務執行の根拠である、基本協定書等に定める事項に十分配慮し、当該施設の適切な管理運営に一層努めること。

(ア) 甲州市勝沼農業農村情報連絡施設

所管課	政策秘書課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	勝沼CATV株式会社
指定期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日
指定管理料	平成26年度 無し
	平成27年度 無し
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・勝沼農業農村情報連絡施設の維持管理に関すること。・農業生産の向上を図るために必要な情報の収集伝達に関すること。・生産、消費、流通等、市民の経済生活に関する情報の収集伝達に関すること。・市民の教育、文化及び福祉の向上に必要な情報の収集伝達に関すること。・市政における広報事項の伝達及び広聴活動に関すること。・災害時等における緊急情報の伝達に関すること。・放送法（昭和25年法律第132号）に定める放送局のテレビジョン放送及びFM放送の同時再送信に関すること。

監査の結果

- ・備品台帳を整備し、貸与備品と指定管理者所有のものとの区分し、適切な管理を図ること。
- ・指定管理者が毎月作成、提出する業務報告書の収支状況については、管理業務に関わるすべての収入及び支出を記載すること。
- ・管理業務の第三者への委託については、指定管理者、市両者間の手続きを的確に行うこと。
- ・市は、指定管理者の実施業務を毎年度終了後に評価し、公表すること。

(イ) 甲州市環境センターし尿処理場

所管課	環境政策課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 メイキョー
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日
指定管理料	平成26年度 31,500,000円
	平成27年度 28,500,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・環境センターし尿処理場の維持管理及び運営に関すること。・同処理場の利用の許可に関すること。・同処理場の施設に関する保守に関すること。

監査の結果

- ・指定管理者が毎月作成、提出する業務報告書の収支状況については、管理業務に関わるすべての収入及び支出を記載すること。
- ・管理業務の第三者への委託については、指定管理者・市両者間の手続きを的確に行うこと。
- ・市は、指定管理者の実施業務を毎年度終了後に評価し、公表すること。

(ウ) 甲州市勝沼健康福祉センター

所管課	福祉課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
指定管理料	平成26年度 28,359,000円
	平成27年度 27,708,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	・勝沼健康福祉センターの維持管理に関すること。 ・同センターの事業に関すること。

監査の結果

- ・管理業務の第三者への委託については、指定管理者・市両者間の手続きを的確に行うこと。
- ・市は、指定管理者の実施業務を毎年度終了後に評価し、公表すること。

(エ) 甲州市大和福祉センター

所管課	福祉課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	株式会社 やさしい手甲府
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
指定管理料	平成26年度 11,974,882円
	平成27年度 12,401,293円
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・大和福祉センターの施設等の維持管理及び修繕に関すること。・同センターの事業に関すること。

監査の結果

- ・管理業務の第三者への委託については、指定管理者・市両者間の手続きを的確に行うこと。
- ・今後とも、温泉施設設備、浴槽等の洗浄清掃や水質管理を徹底され衛生管理に一層努められたいこと。
- ・市は、指定管理者の実施業務を毎年度終了後に評価し、公表すること。

(オ) 甲州市大和デイサービスセンター

所管課	福祉課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	株式会社 やさしい手甲府
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
指定管理料	平成26年度 無し
	平成27年度 無し
利用料金制の有無	有
管理業務	・大和デイサービスセンターの施設等の維持管理及び修繕に関すること。 ・同センターの事業に関すること。

監査の結果

- ・管理業務の第三者への委託については、指定管理者・市両者間の手続きを的確に行うこと。
- ・今後とも、温泉施設設備、浴槽等の洗浄清掃や水質管理を徹底され衛生管理に一層努められたいこと。
- ・市は、指定管理者の実施業務を毎年度終了後に評価し、公表すること。

(カ) 甲州市立勝沼病院

所管課	国保年金課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	公益財団法人 山梨厚生会
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日
指定管理料	平成26年度 無し
	平成27年度 無し
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・勝沼病院における診療及び検診に関すること。・同病院に係る料金及び手数料等に関すること。・同病院施設及び設備の維持管理に関すること。

監査の結果

- ・管理業務の第三者への委託については、指定管理者・市両者間の手続きを的確に行うこと。
- ・指定管理者から提出された月次報告書等に所管課の收受印が押印されていない事例が見られた。適正な事務の執行に努められたいこと。

(キ) 甲州市日川溪谷緑の村

所管課	観光交流課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 栄和交通
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
指定管理料	平成26年度 無し
	平成27年度 無し
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・日川溪谷緑の村の維持管理に関すること。・同施設の事業に関すること。

監査の結果

- ・指定管理者が作成すべき事業計画書は、基本協定に基づき、年度毎に作成すること。
- ・指定管理業務の経理は、指定管理業務専用の口座を開設し、行うこと。
- ・管理業務の第三者への委託については、指定管理者・市両者間の手続きを的確に行うこと。
- ・市は、指定管理者の実施業務を毎年度終了後に評価し、公表すること。

(ク) 甲州市やまと天目山温泉資源活用施設

所管課	観光交流課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 栄和交通
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
指定管理料	平成26年度 6,500,000円
	平成27年度 6,000,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・やまと天目山温泉資源活用施設の維持管理に関すること。・同施設の事業に関すること。

監査の結果

- ・指定管理者が作成すべき事業計画書は、基本協定に基づき、年度毎に作成すること。
- ・指定管理業務の経理は、指定管理業務専用の口座を開設し、行うこと。
- ・管理業務の第三者への委託については、指定管理者・市両者間の手続きを的確に行うこと。
- ・今後とも、温泉施設設備、浴槽等の洗浄清掃や水質管理を徹底され衛生管理に一層努められたいこと。
- ・市は、指定管理者の実施業務を毎年度終了後に評価し、公表すること。

(ケ) 甲州市甲斐の国大和自然学校施設

所管課	観光交流課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 フィッツ
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
指定管理料	平成26年度 11,000,000円
	平成27年度 11,000,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・甲斐の国大和自然学校の維持管理に関すること。・同学校の事業に関すること。

監査の結果

- ・指定管理者が作成する年度事業計画書に記載すべき人員配置計画、緊急時の対応策等について、具体的な記述に欠ける。的確な事業計画書を作成すること。
- ・平成26年度の事業計画書の収入及び支出決算とも、記載金額に整合しない個所あった。適正な報告書を作成すること。
- ・実績報告書の提出期限を順守すること。
- ・指定管理業務に関わる収支を明確にするため、事業計画書・報告書及び収支予算書・決算書等では、自主事業と区分すること。
- ・市は、指定管理者の実施業務を毎年度終了後に評価し、公表すること。

(コ) 甲州市交流保養センター「大菩薩の湯」

所管課	観光交流課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 セイウン
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日
指定管理料	平成27年度 6,480,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・交流保養センター「大菩薩の湯」の維持管理に関すること。・同センターの事業に関すること。

監査の結果

- ・今後とも、温泉施設設備、浴槽等の洗浄清掃や水質管理を徹底され衛生管理に一層努められたいこと。
- ・管理業務の第三者への委託については、指定管理者・市両者間の手続きを的確に行うこと。

(サ) 甲州市菱山営農センター

所管課	産業振興課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	フルーツ山梨農業協同組合
指定期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日
指定管理料	平成26年度 無し
	平成27年度 無し
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・菱山営農センターの維持管理に関すること。・同センターの自主事業に関すること。

監査の結果

- ・指定管理者が作成した平成26年度の業務報告書及び事業報告書の収支金額に整合しない部分がある。適正な収支報告をすること。
- ・備品台帳を整備し、貸与備品と指定管理者所有のものを区分し、適切な管理を図ること。
- ・今後の施設の活用策・在り方等を検討されたいこと。

(シ) 甲州市塩山B & G海洋センター

所管課	生涯学習課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 フィッツ
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日
指定管理料	平成26年度 27,000,000円
	平成27年度 27,000,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	・塩山B & G海洋センターの施設及び設備器具の維持保全に関すること。 ・同センターの利用の許可に関すること。 ・同センターの利用に係る料金に関すること。

監査の結果

- ・指定管理者が作成する年度事業計画書の内容は具体的に記述し、的確な事業計画書を作成すること。
- ・指定管理者が作成する毎月の事業報告書について、収入支出状況は科目の記載漏れがあり、利用者数は平成16年度以降のものも記載されている。的確な業務報告書を作成すること。
- ・個人情報記載された書類等の取り扱いについては、施錠できる金庫等に保管するなど適切な管理を行うこと。
- ・指定管理業務に関わる収支を明確にするため、事業計画書・報告書及び収支予算書・決算書等では、自主事業と区分すること。
- ・管理業務の第三者への委託については、指定管理者・市両者間の手続きを的確に行うこと。
- ・市は、指定管理者の実施業務を毎年度終了後に評価し、公表すること。

(ス) 甲州市勝沼B & G海洋センター

所管課	生涯学習課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 スポーツプラザ報徳
指定期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日
指定管理料	平成27年度 4,880,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・勝沼B & G海洋センターの施設及び設備器具の維持保全に関すること。・同センターの利用の許可に関すること。・同センターの利用に係る料金に関すること。

監査の結果

- ・個人情報に記載された書類等の取り扱いについては、施錠できる金庫等に保管するなど適切な管理のために、必要な措置を講じられたいこと。
- ・備品台帳を整備し、貸与備品と指定管理者所有のものを区分し、適切な管理を図ること。
- ・指定管理者が毎月作成、提出する業務報告書の収支状況については、管理業務に関わるすべての収入及び支出を記載すること。

出資団体

1 監査の対象

甲州市土地開発公社が、平成 26 年度及び平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から同 11 月 30 日まで）に執行した事務事業。

設立目的	・甲州市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき昭和48年に設立された。基本財産は8,000千円で、全額、甲州市からの出資金である。
組織	・公社は、役員 11 人（理事長 1 人、常任理事 2 人、理事 6 人、監事 2 人）及び職員 4 人で構成している。
事業概要	・公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地、道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地、公営企業の用に供する土地等の取得、造成、その他の管理及び処分を行うこと。 ・住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。 ・前 2 号の業務に附帯する業務を行うこと。
出資金	（設立時）8,000,000 円
所管課	管財課

2 監査の方法

監査は、財務諸帳簿、関係書類の審査及び関係者より説明を受け、平成 28 年 1 月 12 日から同 2 月 17 日までの間に行った。

3 監査の結果

事務事業は適正に執行されているものと認められた。

財政援助団体

1 監査の対象

社会福祉法人甲州市社会福祉協議会が、平成 26 年度及び平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から同 11 月 30 日まで）に執行した財政援助に関わる事務事業。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関すること。 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助に関すること。 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成に関すること。 ・社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業に関すること。 ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業と連絡に関すること。 ・共同募金事業への協力に関すること。 ・ボランティア活動の振興に関すること。 ・居宅介護等事業の経営に関すること。 ・老人デイサービス事業の経営に関すること。 ・老人福祉センターの経営に関すること。 ・福祉サービス利用援助事業に関すること。 ・障害福祉サービス事業の経営に関すること。 ・相談支援事業に関すること。 ・移動支援事業の経営に関すること。 ・地域活動支援センターの運営に関すること。 ・生活福祉資金貸付事業に関すること。 ・心配ごと相談事業に関すること。 ・その他、この法人の目的達成のため必要な事業に関すること。 	
財政援助補助金名	社会福祉協議会運営費補助金	平成 26 年度 37,475,218 円
		平成 27 年度 43,038,898 円
	社協12支部活動事業補助金	平成 26 年度 300,000 円
		平成 27 年度 300,000 円
	老人福祉センター管理運営費補助金	平成 26 年度 16,674,903 円
		平成 27 年度 17,589,000 円
	ボランティアセンター運営事業補助金	平成 26 年度 445,000 円
		平成 27 年度 445,000 円
所管課	福祉課	

2 監査の方法

監査は、財務諸帳簿、関係書類の審査及び関係職員より説明を受け、平成28年1月12日から同2月17日までの間に行った。

3 審査の結果

各補助事業は、適正に執行されているものと認められるが、次の事項に対処されたい。

(1) 市が甲州市社会福祉協議会へ交付する次の補助金については、補助対象事業の範囲、目的、対象事業、交付補助率、交付限度額等補助金算定、交付の基準等に関する補助金要綱を定められたいこと。

- ・社会福祉協議会運営費補助金
- ・社協12支部活動事業補助金
- ・老人福祉センター管理運営費補助金
- ・ボランティアセンター運営事業補助金